

○ 委員長報告

12月定例会本会議で報告された環境保健福祉委員長報告は、以下のとおりです。

平成26年12月定例会

環境保健福祉委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、防災通信システムの更新整備についてであります。

このことについて一部の委員から、防災通信システムの現状はどうか。また、更新整備の方針及び今後のスケジュールはどのようになっているのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、現行のシステムは耐用年数を経過し、老朽化していることから、今後、南海トラフ巨大地震等の発生も危惧される中、情報収集・伝達体制の確実な確保が必要となっている。

整備方針としては、第一に、東日本大震災を教訓とした、南海トラフ巨大地震等にも耐えるシステムの構築であり、多様な通信手段で重要拠点を確実につなぐとともに、映像機能等を強化したシステムであること。

第二に、コストパフォーマンスの高いシステムの構築であり、ランニングコストが安価で、設備投資もかからないものにしたいと考えている。

更新のスケジュールは、今年度中に実施設計を完了させ、27年度から2年間をかけて整備工事を実施し、29年度からの運用開始を目指している旨の答弁がありました。

第2点は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例についてであります。

このことについて一部の委員から、条例制定に当たり行った意見照会及びパブリックコメントの結果はどうか。また、愛媛県薬物指定審査会の設立時期及び概要はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、条例案は、教育委員会や、薬物に関する学識経験者にも意見を求め、概ね賛同を得たところである。条例には、警察職員の関係場所への立入権限や罰則規定も設けていることから、警察本部や検察庁とも協議し、実効性のある条例となるよう検討を重ねたうえで、今議会に提案したものである。

さらに、パブリックコメントを、去る10月10日から30日までの3週間にわたり実施した結果、危険ドラッグ等の薬物乱用防止に関する教育や啓発が重

要である旨の意見が2件寄せられた。

また、愛媛県薬物指定審査会については、条例公布後速やかに設立する予定である。当審査会では、知事指定薬物の指定にあたり、その候補となる薬物に関するデータを委員に示したうえで、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用などの有害性を有する蓋然性が高く、かつ、県内において濫用されるおそれがあるかどうかを審査する旨の答弁がありました。

第3点は、伊予市における少女傷害致死事件についてであります。

このことについて一部の委員から、当該事件に係る検証チームの検証結果にもとづき、今後どのような対策を講じるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、検証チームでは、中央児童相談所における事件への対応に焦点を当てて検証し、先日、報告を行ったところである。

報告書では、中央児童相談所は、暴行の情報を把握しておらず、事件性の認識はなかったこと、通常求められる水準の処理等を行われていたが、重大な事件が発生した結果を踏まえると、相談所内部での情報共有の強化や関係機関との連絡体制等の整備などに課題を残すとされている。改善に向けた基本方向として、市や警察等が持つ暴行の情報を、児童相談所が適時適切に共有するための連携強化をはじめ、相談所内部での情報共有の徹底、困難事例を中心とするケースの進行管理体制の強化、職員のスキル向上等を挙げている。

具体策としては、市町向け実務マニュアルの策定のほか、県下3カ所の児童相談所が持つ記録のデータベース化、福祉に関する専門性の高い職員の採用などが例示されており、可能なものから即実施していく旨の答弁がありました。

このほか、

- ・石鎚山環境配慮型トイレ・休憩所
- ・愛媛県国民保護計画の変更
- ・伊方原発の広域避難対策
- ・地域医療介護総合確保基金
- ・社会保障分野への消費税増税先送りの影響

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願4件については、いずれも願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。